

次世代育成支援対策推進法 第3期一般事業主行動計画

次世代育成支援に基づき、第3期事業主行動計画（2018年4月1日～2021年3月31日）に沿った目標設定と具体的な取り組み内容を以下のとおり策定しました。

計画期間

2018年4月1日～2021年3月31日

内容

目標1 子育て・介護世代への理解向上と制度の活用し易さを確保する

<実行計画>

- ①年度初めの管理者研修で育児・介護休業規定の制度概要を説明する。
- ②総務部相談窓口の広報を事務局情報で毎回行う。
- ③認知症サポーター養成研修を開催する。

目標2 計画期間内、育児休業の取得率を次の水準にする。（継続）

- ①女性従業員の育児休業取得率を80%以上とする。（目標設定を認定基準標記に合わせた）
- ②男性従業員の育児休業の取得率を13%以上とする。

<実行計画>

- ①育児・介護休業の紹介を事務局情報に定期的に掲載する。
- ②総務部相談窓口の広報を事務局情報で毎回行う。

目標3 第2期計画期に実施した労働環境の向上措置を継続実施する

- ①月3回のノー残業デー（管理者含む）を各職場で継続し参加率を高める。
- ②事業所の閉所時間を継続して21時とする。

<実行計画>

- ①2018年度中に各職場で前月の職員会議で翌月3回のノー残業デーを設定できるようにする。
- ②毎月の事務局経営会議の総務部一般報告の中で、設定日の状況を共有する。
管理者も定時で業務終了したかについて合わせて報告を受ける。

以上